

学校、教育委員会等の研修等の支援の推進に関する要領

一般社団法人 日本スクールカウンセリング推進協議会

(趣旨)

- 第1条 本協議会は、子どもたちの発達課題の実現を通し生徒指導上の諸問題の未然防止、早期発見・早期対応等の研修や実践の支援に力を注いできた。令和4年7月からの教員免許更新制の廃止を迎え、教育界の研修の見直しが喫緊の課題となっているが、これを機に本協議会は、教育現場が真に必要とする研修プログラム、研修テーマや講師、動画、人材などの提供・支援にワンチームとなって取り組む。このことを通して、わが国の教育やスクールカウンセリングの研修ならびに実践の質の転換を図る。本要領は、これらの支援に必要な事項を定める。
- 2 事業支援委員会が実施している支援についても本要領に従う。

(支援の対象)

- 第2条 学校や教育委員会を主な対象とする。そのほかの団体から依頼を受けたときは、理事長、本支援の推進にかかわる7つの委員会等の長、事務局長の九者で協議し、その可否を判断する。なお個人の研修は原則として本要領の支援対象外とする。

(支援の種類)

- 第3条 本協議会が取り組む主な支援は、当面、以下のとおりとする。そのほかの研修支援については、前条の九者で協議し判断する。
- (1)研修プログラム 同一テーマのもと複数回にわたる研修会の内容、講師等の提供支援を行う
 - (2)研修テーマ・講師 研修のテーマの提案や指定のテーマに合致した講師の紹介支援を行う
 - (3)研修動画 本協議会または構成団体作成の動画の提供支援を行う
 - (4)人材紹介・派遣 学校や地域での教育相談コーディネーター、コンサルタント、カウンセラー、スーパーバイザーの紹介・派遣の支援を行う

(研修テーマ・講師データベースの作成)

- 第4条 本協議会の特長に沿った研修テーマや講師について、あらかじめリストを作成し、必要に応じてテーマ名または講師名から検索できるようにしておく。また、個人情報に配慮した上で、これを広報活動に活用する。
- 2 研修テーマ・講師データベースの作成は、引き続き研究委員会が主担当となる。

(動画の収集等)

- 第5条 本協議会が会員の研修に使用した動画ほか、構成団体が会員用に作成した動画についても団体や講師の許可を得て本要領の支援用動画としてリストアップする。また広報活動にも活用する。

- 2 動画は、ショートもの（およそ30分前後）とロングもの（1時間を超える）の2種類を用意する。
- 3 研修に実際に使用された動画の講師への謝礼については、その可否を含めて別途検討する。
- 4 動画の収集と管理は、引き続き研修委員会が主担当となる。

（支援の広報・交渉）

第6条 本協議会の研修支援について広くPRを行うが、特に都道府県や市町村の教育委員会に対し積極的に広報・交渉を行う。

- 2 この広報・交渉活動は、渉外委員会が主導し、広報委員会やSC促進戦略本部、該当する支部などが協力して行う。

（講師等の謝金等への支援）

第7条 学校や教育委員会等が講師等に謝金を支払う場合、講師等が謝金を直接に受け取るようにする。講師等の謝金が出ない場合や金額が著しく低いと判断される場合は、第2条の九者で協議し対応する。

- 2 講師等が仕事先に移動するのに要する交通費について、学校や教育委員会等が支給する場合、講師等が直接に受け取る。交通費の支給がないなど講師等の負担が大きいと判断される場合、前項の講師等謝金額を勘案したうえで前項と同様に扱う。

（支援事業委員会の特例）

第8条 支援事業委員会が支援を決定した研修や事業に要する経費は、引き続き本協議会が負担するものとする。

- 2 前項以外の支援の経費を特例扱いにするか否かについては、第2条の九者で協議し判断する。特例扱いをした場合、その結果を理事会に報告する。

（各委員会等の役割）

第9条 研修支援の推進にあたり各委員会等は相互に連携を取り合いながら、以下のような役割を分担する。

- (1) 支援事業委員会 研修プログラムならびに研修テーマ・講師、人材紹介・派遣の支援について主担当となる。
本支援推進の主幹委員会となる。
- (2) 企画委員会 研修支援の企画・評価を行うとともに各委員会の連携等の調整を行う。
本支援推進の副主管委員会となる。
- (3) 研究委員会 研修プログラムや研修テーマについて支援事業委員会に助言を行うほか、研修プログラムや人材紹介・派遣支援において「スクールカウンセリング研究」の視点から情報交換や助言を行う。また第6条の研修テーマ・講師データベースの作成の主担当となる。
- (4) SC促進戦略本部 SC促進の観点から支援事業委員会に助言を行うほか、教育委員会への広報に

関し渉外委員会に助言を行う。

- (5) 研修委員会 動画の収集等について主担当となる。
- (6) 渉外委員会 教育委員会等への広報や交渉の主担当となる。
- (7) 広報委員会 HP 等で研修等支援の広報を行う。
- (8) 支部 地域での研修等支援の全般について協力を行う。

(事務上の支援)

第 10 条 研修等支援の推進に関する事務上の支援は、事務局が行う。また事務局の活動を事務局支援委員会が支援する。

(その他)

第 11 条 本要領で解決し難いケースについては、第 2 条の九者で協議し判断する。

附則

この要領は、2022 年 4 月 1 日から施行する。

附表

「学校、教育委員会等の研修等支援」事業一覧（2022 年 4 月現在）

タイトル	内容	担当など
研修プログラムの支援	予防開発的な生徒指導の実現に資する研修プログラムを提案する	支援事業委員会
研修会テーマの支援	研修会テーマを提案する	支援事業委員会 研修テーマ作成担当：研究委員会
研修会講師の支援	講師を紹介する。場合によっては費用の一部支援 * 旭川工業高校への「公募型の研修支援」を含む	支援事業委員会 講師バンク作成担当：研究委員会
研修動画の支援	教委等が研修で使える動画を収集し提供する	研修委員会。会員用研修動画や構成団体作成の動画を活用する
人材紹介・派遣支援	ガイダンスカウンセラーを紹介・派遣する。 * 東京都や甲州市への「講師派遣研究事業」を含む * 豊島区教委への「コーディネーター派遣事業」を含む	支援事業委員会

2022 年 3 月 30 日改正